障害者を雇用する場合の機 限度額の計算に関する付表 旧措法46①、68の31①)			事業年	結	名 ()
事 業 の 種 類	1		•			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 資 産 の 種 類 等	2	()	()	()
対象資産の名称	3					
対象資産の用途	4					
取得等年月日	5					
事業の用に供した年月日	6					
取 得 価 額	7		円	円 ————————————————————————————————————		円
普 通 償 却 限 度 額	8					
割 増 償 却 率	9	<u>24又は32</u> 100		<u>24又は32</u> 100		<u>24又は32</u> 100
割 増 償 却 限 度 額 (8)×(9)	10		円	円		円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備	金	償 却 · 準 備 金	償	却·準備金
適用 障害者使用機械等である旨の公共職業安定所の長の証明 ずり の 証明年月日	12					
障	1	害者雇用	割	合 の 計 算		
期末の常時雇用する従業員 (短時間労働者を除く。)の数	113	人	第一号	雇用障害者 (15)+(16)+(17)+(18)×1/2	数 21	人
期末の常時雇用する従業員の数のうち短時間労働者の数	114		第	明末の常時雇用する従業員の約 (13) + (14) × $\frac{1}{2}$	念数 22	
(13) の う ち 障 害 者 の 数	15		二号要件	章 害 者 雇 用 割 <u>(21)</u> ×100	合 23	%
(ほ)のうち重度障害者の数	16			基準雇用障害者 (15)+((17)+(18))× 1	数 24	Α
(14)のうち重度障害者である 短 時 間 労 働 者 の 数	17		三量号一	重度障害者割 (16)+(17)×½+(19)+(20)×½ (24)	合 100 ²⁵	%
(14) のうち障害者 (重度 障害者を除く。) である 短 時 間 労 働 者 の 数	18		要 件 注	去 定 雇 用 障 害 者	数 26	人
短 時 間 労 側 名 の 数 (ほ)のうち精神障害者の数					2.7	
(14)のうち精神障害者である 短 時 間 労 働 者 の 数	20			この証明に係る番		第 号

特別償却の付表(二十一)の記載の仕方

1 この付表 (二十一) は、青色申告法人が租税特別措置 法(以下「措置法」といいます。) 第46条第1項《障害 者を雇用する場合の機械等の割増償却》若しくは平成30 年改正前の租税特別措置法(以下「平成30年旧措置法」 といいます。)第46条第1項《障害者を雇用する場合の 機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合(これら の規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に 規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みま す。) 又は連結法人が措置法第68条の31第1項《障害者 を雇用する場合の機械等の割増償却》若しくは平成30年 旧措置法第46条第1項《障害者を雇用する場合の機械等 の割増償却》の規定の適用を受ける場合(これらの規定 の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定す る特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。) に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考と なるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出 してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外 リース取引により取得したものについては、この制度の 適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人 ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法 人名」の()内に記載してください。

- 2 この付表 (二十一) は、まず、(13)欄から(28)欄までの 各欄を記載し、次いで、(1)欄から(12)欄までの各欄を記 載します。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する 場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産の名称を記載します。
- 6 「対象資産の用途4」には、「工場用」等の用途を記載します。
- 7 「取得価額7」には、対象資産の取得価額を記載します。 ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法に より経理しているときは、その積立額(積立限度超過額 を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載しま す。
- 8 「普通償却限度額8」には、対象資産の普通償却限度 額を記載します。

- 9 「割増償却率9」の分子は、次の資産の種類に応じ、 それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 工場用の建物及びその附属設備…「32」
 - (2) 上記(1) 以外の対象資産…「24」
- 10 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件」の「障害者使用機械等である旨の公共職業安定所の長の証明年月日12」には、対象資産が障害者が労働に従事する事業所にあるものであることの法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた年月日を記載してください。
- 12 「障害者雇用割合の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) (3)欄から(20)欄までの各欄は、法人の事業所の所在 地を管轄する公共職業安定所の長の発行した「障害者 等雇用証明書」に記載されたそれぞれの人数に基づき 記載します。

また、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、その合計人数に基づき記載します。

- (2) 「法定雇用障害者数26」には、障害者の雇用の促進 等に関する法律第43条第1項に規定する法定雇用障害 者数を記載します。
- (3) 次のいずれにも該当する場合には、措置法第46条第 1項(若しくは第68条の31第1項)又は平成30年旧措 置法第46条第1項(若しくは第68条の31第1項)の規 定の適用はありませんので注意してください。
 - イ 「障害者雇用割合23」が50%(「雇用障害者数21」 の数が20人以上である場合には、25%)未満である 場合(第一号又は第二号要件欄)
 - ロ 次の(イ)及び(ロ)の全ての要件を満たしていない場合(第三号要件欄)
 - (4) 「基準雇用障害者数24」が20人以上であって、「重度障害者割合25」が55% (平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合には50%)以上であること
 - (p) 「雇用障害者数21」の人数が「法定雇用障害者数26」の人数以上であること
- (4) 「(3)から(20)までに係る公共職業安定所の長の証明年月日27」及び「同上の証明に係る番号28」には、上記(1)の「障害者等雇用証明書」の証明年月日及び文書番号を記載しますが、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、そのうち主なもの一つについて記載してください。